

北山・十津川地域森林計画書の変更計画書

(北山・十津川森林計画区)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

令和3年1月15日 奈良県公告で公表
令和4年1月11日 奈良県公告で公表
令和5年1月13日 奈良県公告で公表

奈 良 県

目 次

I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み ----- <変更なし>
- 2 森林計画制度の概要 ----- <変更なし>
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策 <変更なし>

II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概要 ----- <変更なし>
 - (1) 自然的背景 ----- <変更なし>
 - (2) 社会・経済的背景 ----- <変更なし>
 - (3) 森林・林業の概況 ----- <変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- <変更なし>
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 ----- <変更なし>
 - (2) 間伐面積 ----- <変更なし>
 - (3) 人工造林・天然更新別面積 ----- <変更なし>
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量 ----- <変更なし>
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 ----- <変更なし>
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 ----- <変更なし>
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方 ----- <変更なし>
 - (1) 新たな森林環境管理制度の導入 ----- <変更なし>
 - (2) 目指すべき森林への誘導方針 ----- <変更なし>
 - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制 ----- <変更なし>
 - (4) 森林環境の維持向上に関する取組 ----- <変更なし>
 - (5) 県産材の利用の促進に関する取組 ----- <変更なし>
 - (6) 担い手の養成・確保 ----- <変更なし>
 - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守 ----- <変更なし>
 - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進 ----- <変更なし>
 - (9) 「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進 ----- <変更なし>

III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- <変更なし>
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針 ----- <変更なし>
 - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 ----- <変更なし>
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 ----- <変更なし>
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 --- <変更なし>
- 第3 森林の整備に関する事項 ----- <変更なし>
 - 1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）

-----		<変更なし>
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	立木の標準伐期齢等に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項 -----	<変更なし>
2	造林に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	人工造林に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	天然更新に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ----	<変更なし>
3	間伐及び保育に関する基本的事項 -----	<変更なし>
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	保育の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項 -----	<変更なし>
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 森林施業の方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関 する指針 -----	<変更なし>
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	<変更なし>
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方 ----	<変更なし>
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方 ---	<変更なし>
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	<変更なし>
(5)	路網の維持管理についての基本的な考え方 -----	<変更なし>
(6)	林産物の搬出方法等 -----	<変更なし>
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法 (平成30年法律第35号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用の促進 並びに森林施業の共同化に関する方針 ----	<変更なし>
(2)	森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針	<変更なし>
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	<変更なし>
(4)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 -----	<変更なし>
(5)	林業・木材産業再生のための整備に関する事項 -----	<変更なし>
第4	森林の保全に関する事項 -----	<変更なし>
1	森林の土地の保全に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 -----	<変更なし>
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区 -----	<変更なし>

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	-----	<変更なし>
2 保安施設に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保安林の整備に関する方針	-----	<変更なし>
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	-----	<変更なし>
(3) 治山事業の実施に関する方針	-----	<変更なし>
(4) 特定保安林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(5) その他必要な事項	-----	<変更なし>
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	<変更なし>
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項		<変更なし>
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	<変更なし>
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	<変更なし>
(3) 林野火災の予防の方針	-----	<変更なし>
(4) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		<変更なし>
1 保健機能森林の区域の基準	-----	<変更なし>
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針		<変更なし>
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針		<変更なし>
(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第6 計画量等	-----	<変更なし>
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	<変更なし>
2 間伐面積	-----	<変更なし>
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	<変更なし>
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	<変更なし>
(1) 開設	-----	<変更なし>
(2) 拡張（改良）	-----	<変更なし>
(3) 拡張（舗装）	-----	1
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	<変更なし>
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	<変更なし>
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		<変更なし>
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	<変更なし>
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	-----	<変更なし>
第7 その他必要な事項	-----	<変更なし>
1 保安林その他法令により施業について制限を 受けている森林の施業方法	-----	<変更なし>
別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	-----	<変更なし>
天然更新完了基準	-----	<変更なし>

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、北山・十津川地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和5年4月1日から適用する。

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(3) 拡張(舗装)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	天川村	殿 野 坪 内	7,000	(2,824) 1,502			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	2,000	(2,804) 1,629			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	塩 野 新 田	3,000	568			
〃	〃	〃	〃	西 の 谷	1,600	578			
〃	〃	〃	〃	向 山 西	200	30			
〃	〃	〃	〃	籠 山	200	62			
〃	〃	〃	〃	桑 の 谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	門 越 谷	500	63			
〃	〃	〃	〃	九 尾 谷	200	246			
〃	〃	〃	〃	西 の 谷 支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚 止 り	200	136			
〃	〃	〃	〃	セ コ 谷	400	25			
〃	〃	〃	〃	僧 庵 谷	500	75			
	計			13路線	16,500				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	野迫川村	ゴ ッ ト ロ 谷	100	116			
〃	〃	〃	〃	北 股 弓 手 原	300	(2,925) 2,811			
〃	〃	〃	〃	弓 手 原	300	657			
〃	〃	〃	〃	平 川 釜 落	1,000	451			
〃	〃	〃	〃	檜 股	100	104			
〃	〃	〃	〃	南 谷	100	93			
〃	〃	〃	〃	タ イ ノ 原	5,000	450			
	計			7路線	6,900				

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	栗 平	3,300	1,884			
〃	〃	〃	〃	山 崎 谷	1,500	555			
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	今 西	2,000	386			
〃	〃	〃	〃	高 滝	5,000	326			
	計			4路線	11,800				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	下北山村	備 後 川	300	(4,135) 623			上北山村, 三重県 熊野市, 国有林と 連絡
〃	〃	〃	〃	五 田 刈	1,371	378	○		
	計			2路線	1,671				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	上北山村	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	深 瀬 谷	500	715			
〃	〃	〃	〃	椽 谷 小 処	500	242			
	計			3路線	2,000				
舗 装 合 計				29路線	38,871				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域